

高山駅西地区複合・多機能施設整備事業
基本協定書（案）

令和 7 年 9 月 8 日

令和 7 年 10 月 24 日（改訂版）

高山市

高山駅西地区複合・多機能施設整備事業（以下「本事業」という。）に関して、高山市（以下「市」という。）は、代表企業である●●並びに構成企業である●●、●●及び●●で構成されるグループ（以下「企業グループ」といい、これらの[○]者を個別に又は総称して「構成企業」という。ただし、代表企業である●●については、以下「代表企業」ともいう。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、本事業に関し企業グループが公募型プロポーザル方式により優先交渉権者として選ばれたことを確認し、本事業にかかる次の各号に掲げる契約（以下、第2号から第4号までに掲げる契約を個別に又は総称して「事業契約」という。）の締結に向けた、市及び企業グループの双方の協力について定めることを目的とする。

- （1） 市と企業グループの間に締結される高山駅西地区複合・多機能施設整備事業 基本契約書（以下「基本契約」という。）
- （2） 市と本事業のうちの設計・工事監理業務の遂行者としての●●の間に締結される高山駅西地区複合・多機能施設整備事業 設計・工事監理業務委託契約書
- （3） 市と本事業のうちの建設業務の遂行者としての●●の間に締結される高山駅西地区複合・多機能施設整備事業 建設工事請負契約書
- （4） 市と本事業のうちの民間施設事業の遂行者としての●●の間に締結される高山駅西地区複合・多機能施設整備事業 事業用定期借地権設定契約書

（市及び企業グループの義務）

第2条 市及び企業グループは、本協定の締結後に企業グループが契約予定者となることを踏まえて、基本契約及び事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

（事業契約等の締結）

第3条 市及び企業グループは、募集要項（本事業に関し令和7年9月8日に公表された募集要項をいう。以下同じ。）に添付の基本契約書案、設計・工事監理業務委託契約書案、及び建設工事請負契約書案に基づいて、それぞれの契約を令和8年●月●日を目処に締結するべく最大限努力する。事業用定期借地権設定契約については、民間施設の営業開始を複合・多機能施設の供用開始と同時とすることを基本とし、民間施設の建設工事の着手日に合わせて契約を締結するべく最大限努力する。

2 前項の規定にかかわらず、構成企業のいずれかが本事業に関して次の各号のいずれかに該当したときは、市は前項に定める契約を締結しないことができる。

- （1） 公正取引委員会が、構成企業に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- （2） 公正取引委員会が、構成企業に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第77条に

規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。)

- (3) 構成企業が、独占禁止法第 77 条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 構成企業（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、同項に定める契約の締結までに、構成企業のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、市は、かかる契約を締結しないことができる。
 - (1) 役員等（構成企業が個人である場合にはその者を、構成企業が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下本項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 4 第 1 項に定める契約の締結までに、構成企業のいずれかが募集要項において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、市は、かかる契約を締結しないことができる。
- 5 市は、構成企業のいずれかが第 2 項各号又は同条第 3 項各号のいずれかに該当し、事業契約の仮契約及び本契約を締結しなかったときは、企業グループに対し、企業グループが提案書類（企業グループが公募手続において市に提出して応募提案、市からの質問に対する回答書その他応募者が基本契約までに提出した一切の書類をいう。以下同じ。）に記載した企業グループに支払われる費用の総額にこれに係る消費税及び地方消費税を加算した金額の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として請求することができるものとする。
- 6 前項に基づき、市が企業グループに違約金を請求する場合において、構成企業は、連帯して本項の規定による違約金支払義務を負担する。
- 7 第 5 項に基づき、市が企業グループに違約金を請求する場合において、市に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合には、構成企業は、その差額を市の請求に基づき支払うものとする。かかる超過分の損害賠償義務についても、構成企業は、連帯してこれを負担する。

(準備行為)

第4条 事業契約締結前であっても、企業グループは、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができ、市は、合理的に必要かつ可能な範囲で、かかる準備行為に協力する。

(事業契約等の不成立)

第5条 高山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年3月高山市条例第15号)第2条の規定による契約の締結が市議会において否決されたことにより、基本契約又は事業契約の締結に至らなかった場合又は締結されたもののその効力が発生しなかった場合、既に市及び企業グループが本事業の準備に関して支出した費用及び締結に至らなかったことにより生じた損害(以下、本条においてかかる費用及び損害を総称して「損害等」という。)は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

- 2 前項の場合を除き、基本契約又は事業契約のいずれかが締結に至らなかった場合又は締結されたもののその効力が発生しなかった場合は、当該契約の締結に至らなかったこと又は締結されたもののその効力が発生しなかったことについて責めに帰すべき者(疑義を避けるために規定すれば、市議会において否決されたことは市の責めにあたらない。)が、他方当事者の損害等を賠償する。なお、いずれの当事者の責めにも帰すべきでない事由により基本契約又は事業契約のいずれかが締結に至らなかった場合又は締結されたもののその効力が発生しなかった場合は、損害等は各自の負担とする。
- 3 いずれかの構成企業が前項の規定に基づき市に対して損害等の賠償義務を負担する場合、構成企業は、連帯してかかる義務を負担する。

(本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

第6条 市及び企業グループは、他の当事者の全員の書面による承諾なく、本協定上の権利義務につき、第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(秘密保持義務)

第7条 市及び企業グループは、本協定に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 相手方に対する開示の後に、市又は企業グループのいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 市及び企業グループが、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、市及び企業グループは、次の各号に掲げる場合には、相

手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 市又は企業グループとの間で守秘義務契約を締結した市のアドバイザー及び本事業に関する企業グループの下請企業又は受託者に開示する場合
- (5) 市が、本事業にかかる各業務を構成企業以外の第三者に請け負わせ若しくは委託する場合において当該第三者に開示するとき又は当該第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(一般的損害)

第8条 市又は構成企業が、本協定に定める条項に違反し、これにより契約当事者に損害を与えたときは、本協定において別途定める場合を除き、その損害を当該当事者に賠償しなければならない。いずれかの構成企業が本条に基づき市に対して損害賠償責任を負担する場合、構成企業は連帯してかかる責任を負担する。

(本協定の解除)

第9条 市は、構成企業が次の各号のいずれかに該当するときは、企業グループに書面で通知することにより、本協定を解除することができる。

- (1) 第5条の規定による事業契約が不成立となったとき。
- (2) 本協定のいずれかの規定に違反した場合において、市が相当な期間を定めて当該違反の是正を請求したにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されないとき。
- (3) 募集要項に規定する応募者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき又は募集要項に定める参加資格要件を欠くに至ったとき。ただし、これに対応する措置を行い、市の承諾を得た場合を除く。

(本協定の変更)

第10条 本協定の規定は、市及び企業グループの書面による合意がなければ変更できない。

(管轄裁判所)

第11条 本協定に関して生じた当事者間の紛争については、岐阜地方裁判所を合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(本協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から、すべての事業契約が締結されて本契約となったとき又はその効力が発生したときまでとする。

(準拠法)

第 13 条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(誠実協議)

第 14 条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義のある事項については、市が定める要領、要綱、規則及び条例によるほか、その都度、市及び企業グループが誠実に協議の上これを定めるものとする。